

○消防学校の教育訓練の基準

(平成十五年十一月十九日)

(消防庁告示第三号)

改正 平成一八年 九月 七日消防庁告示第三六号

同 二六年 三月二八日同 第 六号

同 二七年 三月三一日同 第 八号

同 二九年 二月 八日同 第 五号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十六条第四項の規定に基づき、消防学校の教育訓練の基準（昭和四十五年消防庁告示第一号）の全部を次のように改正する。

消防学校の教育訓練の基準

(趣旨)

第一条 この基準は、消防学校が消防職員及び消防団員に対して行う教育訓練について、教育水準の確保に資するよう、これらに係る到達目標、標準的な教科目及び時間数その他必要な事項を定めるものとする。

2 消防学校の学校長（以下「学校長」という。）は、各教育訓練の種類又は種別ごとに、この基準に定める到達目標を達成するため、この基準に定める標準的な教科目及び時間数を勘案して、必要と認める教科目及び時間数を定めるものとする。

(教育訓練の目的)

第二条 消防学校の教育訓練は、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を充たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを目的とする。

(教育訓練の種類)

第三条 消防学校の教育訓練の種類は、消防職員に対するものにあつては初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とし、消防団員に対するものにあつては基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とする。

2 「初任教育」とは、新たに採用した消防職員の全てに対して行う基礎的教育訓練をいう。

3 「基礎教育」とは、任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練をいう。

4 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいう。

5 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な

な教育訓練をいう。この場合において「幹部」とは、消防職員にあつては主として消防司令補以上の階級にある者をいい、消防団員にあつては班長以上の階級にある者をいう。

- 6 「特別教育」とは、第二項から前項までに掲げる教育訓練以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

(消防職員に対する初任教育)

第四条 消防職員に対する初任教育の到達目標は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 服務義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られること。
- 二 警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し、災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。
- 三 消防業務全般について概要を理解していること。
- 四 住民からの一般的な質問に応答できること。

- 2 消防職員に対する初任教育の標準的な教科目及び単位時間数は、別表第一のとおりとする。

(消防職員に対する専科教育)

第五条 消防職員に対する専科教育は、警防科、特殊災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科、准救急科及び救助科の種別ごとに行うものとする。

- 2 消防職員に対する専科教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 警防科 次に掲げるもの

- イ 警防行政の現状及び課題を理解していること。
- ロ 防災関係法令に関する専門的知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有していること。
- ハ 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切かつ効果的に指揮できること。
- ニ 心身の健康管理に積極的に取り組めること。

二 特殊災害科 次に掲げるもの

- イ 安全、適切かつ効果的な消防活動に必要な特殊物質に関する専門的知識を豊富に有していること。
- ロ 特殊かつ異様な災害への対応を含め、災害の態様に応じた的確な消防活動要領を理解していること。
- ハ 災害現場において、隊員の安全管理を優先して、適切かつ効果的な消防戦術を指揮

できること。

三 予防査察科 次に掲げるもの

- イ 査察行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ロ 防火管理、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を修得していること。
- ハ 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物の関係者（当該違反対象物の管理について権限を有する者を含む。）に対して是正を指導できること。

四 危険物科 次に掲げるもの

- イ 危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ロ 危険物化学、指定可燃物及び液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有していること。
- ハ 危険物施設に対して許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理できること。

五 火災調査科 次に掲げるもの

- イ 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ロ 原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えていること。
- ハ 文書実務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に発揮できること。

六 救急科 次に掲げるもの

- イ 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有していること。
- ロ 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。
- ハ 応急処置に必要な専門的技能を十分に発揮できること。
- ニ 救急用器具及び材料の取扱いに関して精通していること。

七 准救急科 次に掲げるもの

- イ 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有していること。
- ロ 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。
- ハ 応急処置に必要な技能を十分に発揮できること。
- ニ 救急用器具及び材料を十分に取り扱うことができること。

八 救助科 次に掲げるもの

- イ 厳しい条件の下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強健な身体を有し

ていること。

ロ 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で高度な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。

ハ 救助活動及び救助訓練において自らの安全を確保できること。

3 消防職員に対する専科教育の標準的な教科目及び単位時間数は、科の種別に応じ、別表第二のとおりとする。

4 前項の場合において、必要があるときは、二以上の科を合わせて行うことができるものとし、重複することとなる教科目については、これを省略するものとする。

(消防職員に対する幹部教育)

第六条 消防職員に対する幹部教育は、初級幹部科、中級幹部科及び上級幹部科の種別ごとに行うものとする。

2 消防職員に対する幹部教育の対象者は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 主として消防司令補の階級にある者(消防士長の階級にある者であって部隊又は係の長であるものを含む。)

二 中級幹部科 主として消防司令の階級にある者(消防司令補の階級にある者であって組織の管理を職務とするものを含む。)

三 上級幹部科 主として消防司令長以上の階級にある者

3 消防職員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 次に掲げるもの

イ 初級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。

ロ 初級幹部として消防行政の動向を理解していること。

ハ 上司を補佐し、部下を指導できること。

ニ 事故及び障害の発生時に、迅速な初動対応ができること。

ホ 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えること。

二 中級幹部科 次に掲げるもの

イ 中級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。

ロ 中級幹部として消防及び社会全般の動向を理解していること。

ハ 迅速かつ的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し、部下を指揮監督することによ

り、組織を管理できること。

ニ 事故及び事件の発生時に、迅速かつ的確な初動対応ができること。

ホ 災害現場において、現場指揮者として、災害状況全般の把握、的確な安全管理及び下命を行えること。

三 上級幹部科 上級幹部にふさわしい業務管理、人事管理及び危機管理に必要な知見を備え、かつ、職責遂行に必要な水準の判断力を有し、組織全体を円滑に管理運営できること。

4 消防職員に対する幹部教育の標準的な教科目及び単位時間数は、科の種別に応じ、別表第三のとおりとする。

(消防職員に対する特別教育)

第七条 消防職員に対する特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。

(消防団員に対する基礎教育)

第八条 消防団員に対する基礎教育の対象者は、消防団員としての経験が概ね三年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことのない者（団員の階級にある者に限る。）とする。

2 消防団員に対する基礎教育の到達目標は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解していること。

二 災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。

3 消防団員に対する基礎教育の標準的な教科目及び単位時間数は、別表第四のとおりとする。

(消防団員に対する専科教育)

第九条 消防団員に対する専科教育は、警防科（消防団員として概ね三年以上の経験を有する者を対象とする。）及び機関科（消防団員として概ね一年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事する予定の者を対象とする。）の種別ごとに行うものとする。

2 消防団員に対する専科教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 警防科 次に掲げるもの

イ 火災防ぎょ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解していること。

ロ 災害現場において中核的な活動を遂行できること。

二 機関科 次に掲げるもの

イ 道路交通関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を有していること。

ロ 消防自動車を迅速かつ的確に運行できること。

3 消防団員に対する専科教育の標準的な教科目及び単位時間数は、科の種別に応じ、別表第五のとおりとする。

(消防団員に対する幹部教育)

第十条 消防団員に対する幹部教育は、初級幹部科（班長の階級にある者を対象とする。）及び指揮幹部科（部長、副分団長又は分団長の階級にある者等を対象とする。）の種別ごとに行うものとする。

2 指揮幹部科の教育訓練は、現場指揮課程及び分団指揮課程の種別ごとに行うものとする。

3 消防団員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 次に掲げるもの

イ 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。

ロ 地域住民に対して防災指導を行えること。

二 指揮幹部科 次に掲げる課程の種別に応じてそれぞれ掲げるもの

イ 現場指揮課程 次に掲げるもの

(1) 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。

(2) 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎよ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。

ロ 分団指揮課程 次に掲げるもの

(1) 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。

(2) 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。

4 消防団員に対する幹部教育の標準的な教科目及び単位時間数は、種別に応じ、別表第六のとおりとする。

(消防団員に対する特別教育)

第十一条 消防団員に対する特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。

(一単位時間及び一週間の単位時間数)

第十二条 教育訓練の一単位時間は、五十分を基準とする。

2 教育訓練の一週間の単位時間数は、三十五を基準として編成するものとする。

(常勤の消防団員に対する適用)

第十三条 常勤の消防団員は、この告示の適用については、消防職員とみなす。

(消防本部等との連携)

第十四条 消防学校は、教育訓練の実施に当たっては、消防職員及び消防団員が属する消防本部及び消防団と密接に連携し、教育効果の向上を図るものとする。

(消防団員に対する教育訓練の特例)

第十五条 消防団員に対する教育訓練が消防学校において十分実施することが困難であると認められるときは、消防学校の教員を教育訓練実施場所に派遣して、教育訓練を行わせることができる。

2 消防団員に対する教育訓練が一の期間でまとめて実施することが困難であると認められるときは、学校長は、必要に応じ、概ね三年の範囲内で定める期間において、適宜分割してこれを行うことができる。

3 消防学校が消防団員に対して行う教育訓練は、必要に応じ、教科目を単位として修了を認定することができる。この場合において、学校長が定める教科目の全てについて、修了の認定を受けたときは、当該教育訓練の修了を認定するものとする。

4 消防団員に対する教育訓練が消防学校において十分実施することが困難であると認められる場合であって市町村が教育訓練の一部を分担できるときは、学校長は、市町村長と協議の上、当該市町村における教育訓練の受講をもって、消防学校における教科目の修了と認定することができる。

(消防団員に対する修了証等の交付)

第十六条 学校長は、指揮幹部科の課程の種別ごとに、当該各課程の修了を認定した者に対し、修了証を交付するものとする。

2 学校長は、指揮幹部科の修了を認定した者に対し、修了証を交付するとともに、当該者が消防団の活動時における指揮者であることを示すき章を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示による改正前の消防学校の教育訓練の基準別表第二4(3)に規定する救急Ⅱ課程は、当分の間、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第四号）の規定による改正前の消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下この条において「旧令」という。）第五十一条に定める講習の課程を修了した者及び旧令第五十一条の二の規定により救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有すると認定された者に対して行うことができる。

附 則 （平成二六年三月二八日消防庁告示第六号）

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正前の消防学校の教育訓練の基準第十条の規定に基づく中級幹部科を修了した者については、この告示による改正後の消防学校の教育訓練の基準第十条の規定に基づく分団指揮課程を修了したものとみなす。

附 則 （平成二七年三月三十一日消防庁告示第八号）

- 1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から起算して一年を超えない期間内において実施する消防職員に対する初任教育、専科教育及び幹部教育については、この告示による改正後の別表第一から別表第三までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表第一

消防職員に対する初任教育の標準的な教科目及び単位時間数

種	目教	科	目単	位	時	間	数
基 礎 教 育		倫 理					5
		法 学 基 礎 ・ 消 防 法					2 0
		消 防 組 織 制 度					9
		服 務 と 勤 務					2 8
		理 化 学					1 0
		小 計					7 2
実 務 教 育		予 防 広 報					2 0
		危 険 物					8

	消 防 用 設 備	1 2
	査 察	2 7
	建 築	1 0
	安 全 管 理	1 6
	特 殊 災 害 と 保 安	1 0
	火 災 防 ぎ よ	3 0
	火 災 調 査	1 5
	防 災	2 3
	救 急	5 0
	消 防 機 械 ・ ポ ン プ	1 0
	小 計	2 3 1
実 科 訓 練	訓 練 礼 式	5 0
	消 防 活 動 訓 練	8 2
	救 助 訓 練	4 5
	機 器 取 扱 訓 練	5 5
	消 防 活 動 応 用 訓 練	8 5
	体 育	5 5
	小 計	3 7 2
そ の 他	実 務 研 修	3 5
	選 択 研 修	4 0
	行 事 そ の 他	5 0
	小 計	1 2 5
計		8 0 0

別表第二

消防職員に対する専科教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び単位時間数

1 警防科

教 科	目	単 位 時 間 数
講	話	1
防	災	5

警	防	対	策	1 3
消	防	戦	術 と 安 全 管 理	1 4
図	上	訓	練	1 0
実	技	訓	練	1 5
事	例	研	究	6
健	康	管	理	3
効	果	測	定	2
行	事	そ	の 他	1
	計			7 0

2 特殊災害科

教 科 目			単 位 時 間 数	
講		話	1	
特 殊 災 害 の 概 論			2	
危 険 性 物 質 等 に 係 る 基 礎 知 識 及 び 関 係 法 令			1 5	
特 殊 災 害 に 対 す る 消 防 活 動 要 領			1 6	
特 殊 災 害 に お け る 安 全 管 理			5	
図	上	訓	練	7
効	果	測	定	2
行	事	そ の 他		1
計				4 9

3 予防査察科

教 科		目 単 位 時 間 数
講	話	1
予 防 査 察 行 政 の 現 状 と 課 題		1
消 防 同 意		6
査 察		2 4
危 険 物 規 制		7
違 反 処 理		1 4
査 察 ・ 違 反 処 理 実 習		8

事	例	研	究	6	
効	果	測	定	2	
行	事	そ	の	他	1
計				7 0	

4 危険物科

危険物			単 位 時 間 数
教 科 目			
講 話			1
危 険 物 行 政 の 現 状 と 課 題			2
危 険 物 化 学			5
危 険 物 規 制			2 1
事 例 研 究			4
効 果 測 定			1
行 事 そ の 他			1
計			3 5

5 火災調査科

教 科 目			単 位 時 間 数
講		話	1
原 因 調 査 関 係 法 規			6
原 因 調 査			2 5
損 害 調 査			6
鑑 定			2
調 査 実 習			7
調 査 書 類			1 4
事 例 研 究			6
効 果 測 定			2
行 事 そ の 他			1
計			7 0

6 救急科

教	科	目	単 位 時 間 数
---	---	---	-----------

救 急 業 務 及 び 救 急 医 学 の 基 礎	5 0
応 急 処 置 の 総 論	7 3
病 態 別 応 急 処 置	6 7
特 殊 病 態 別 応 急 処 置	2 5
実 習 及 び 行 事	3 5
計	2 5 0

7 准救急科

教 科 目	単 位 時 間 数
救 急 業 務 及 び 救 急 医 学 の 基 礎	1 5
応 急 処 置 の 総 論	4 2
病 態 別 応 急 処 置	1 5
特 殊 病 態 別 応 急 処 置	
実 習 及 び 行 事	2 0
計	9 2

8 救助科

教 科 目	単 位 時 間 数
講 話	1
安 全 管 理	2 1
災 害 救 助 対 策	2 3
救 急	5
救 助 器 具 取 扱 訓 練	2 1
救 助 訓 練	3 0
総 合 訓 練	3 0
体 育	3
効 果 測 定	5
行 事 そ の 他	1
計	1 4 0

別表第三

消防職員に対する幹部教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び単位時間数

1 初級幹部科

教	科	目	単 位 時 間 数
講		話	1
訓	練	礼 式	2
消	防	時 事	8
消	防	財 政	3
人	事	業 務 管 理	1 2
安	全	管 理	1 0
現	場	指 揮	1 8
事	例	研 究	1 5
行	事	そ の 他	1
	計		7 0

2 中級幹部科

教	科	目	単 位 時 間 数
講		話	1
訓	練	礼 式	1
消	防	時 事	4
消	防	財 政	2
人	事	業 務 管 理	1 0
安	全	管 理	5
現	場	指 揮	1 0
事	例	研 究	1 5
行	事	そ の 他	1
	計		4 9

3 上級幹部科

教	科	目	単 位 時 間 数
管	理	職 の 役 割	2
業	務	管 理	3
人	事	管 理	4
危	機	管 理	3

事	例	研	究	8	
行	事	そ	の	他	1
計				2 1	

別表第四

消防団員に対する基礎教育の標準的な教科目及び単位時間数

教 科			目 単 位 時 間 数
講 話			1
訓 練	礼 式		2
組 織	制 度		2
ポ ン	プ	操 法	4
火 災	防 ぎ	よ	3
防 災			2
救 急	救 助		5
緊 急 自 動 車 運 行 管 理	2		
安 全	管 理		2
行 事	そ の	他	1
計			2 4

別表第五

消防団員に対する専科教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び単位時間数

1 警防科

教 科 目			単 位 時 間 数	
講		話	1	
火	災	防 ぎ	よ	4
防		災		2
安	全	管	理	2
事	例	研	究	2
行	事	そ の	他	1
計				1 2

2 機関科

教	科	目	単 位 時 間 数
---	---	---	-----------

講	話	1
道 路 交 通 関 係 法	令	1
緊 急 走 行 要	領	2
ポ ン プ 運	用	5
機 関 整	備	2
行 事 そ の	他	1
計		1 2

別表第六

消防団員に対する幹部教育の種別並びにその標準的な教科目及び単位時間数

1 初級幹部科

教 科	目	単 位 時 間 数
講	話	1
訓 練 札	式	1
現 場 指	揮	3
防	災	2
防 災 指 導 要	領	2
安 全 管	理	2
行 事 そ の	他	1
計		1 2

2 指揮幹部科

(1) 現場指揮課程

教 科	目	単 位 時 間 数
講 話 ・ 現 場 指 揮 ・ 安 全 管 理		1
火 災 防 ぎ よ 訓	練	2
水 災 活 動 訓	練	2
救 助 ・ 救 命 訓	練	4
避 難 誘 導 訓	練	2
災 害 情 報 収 集 ・ 伝 達 訓	練	1
地 域 防 災 指 導 訓	練	1
行 事 そ の	他	1

計	14
---	----

(2) 分団指揮課程

教 科 目	単 位 時 間 数
講 話 ・ 組 織 制 度 ・ 安 全 管 理	2
防 災	3
災 害 対 応 図 上 訓 練	2
事 例 研 究	2
行 事 そ の 他	1
計	10

備考

分団指揮課程の教科目「講話・組織制度・安全管理」及び「防災」については、消防学校以外の場所における個別学習用の教材を用いた教育訓練の受講及び消防学校における効果測定の実施をもって、消防学校における教育訓練の受講に代えることができる。